

平成29年 4 月入所選考（二次）の利用調整結果について

平成29年 4 月入所選考（二次）の利用調整結果について、以下のとおりお知らせします。

【表の見方と留意事項】

- 「最低指数」欄に「―」が記載されている場合は、施設がこれ以上受入れができない又は申込みがないなどの理由により、選考が行われなかったことを示しています。「\」が記載されている場合は、該当のクラスがないことを示しています。
- 各保育施設の内定となった児童の最低選考指数を記載しています。ただし、内定者数が 1 名の場合は、最低選考指数を非公表とし、「1名」と記載しています。
- 選考指数とは、「明石市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき算定した数値を指し、数値の高い世帯に属する児童から入所を内定しています。
- 最低選考指数の対象は、新規申請で内定した方のほか、転園申請で内定した方も含まれています。なお、前年度から継続して入所している児童は含みません。
- 最低選考指数の方全員が内定しているわけではありません。選考指数が同一の児童が 2 名以上いた場合は、優先順位の高い児童から順に内定しています。
例えば、「最低指数」欄に「25⑦」と記載されている場合、「25」は選考指数、「⑦」は同一指数の場合の優先順位の番号（2 ページ参照）を示しています。
- 兄弟姉妹の同時申込における利用希望時期や利用希望施設等に関するご希望の選考条件により、選考指数が最低選考指数を上回っていても、内定とならない場合があります。例えば、兄弟で同時に施設に入所することを希望している場合、弟の選考指数が最低選考指数を上回っていても、兄の選考指数が最低選考指数を下回っているときは、兄弟ともに内定になりません。
- 希望されている全施設で選考を行っていますので、第 2 希望以下の施設の状況も併せてご確認ください。
- 最低選考指数は、選考ごとの児童受入予定数や申込状況等に応じて変動します。そのため、今後の利用調整にあたって、今回の選考での最低選考指数より高い方の内定を保証しているものではありませんので、ご了承ください。

保育施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数
松が丘保育所	1名		17.5⑩	28⑦	—	—
明南保育所	—	—	1名	1名	—	—
明南保育所分園	—	—	—	—	—	—
王子保育所	—	—	31	1名		1名
鳥羽保育所	—	—	1名	1名	—	—
松陰保育所	22	25	—	—	1名	—
高丘保育所	—	1名	1名	—	1名	—
八木保育所	1名		21	18	25.5	—
江井島保育所	—	—	—	—	—	—
中尾保育所	—		1名	17.5	1名	—
土山保育所	1名		—	1名	18.5	—
二見こども園	—	—	—	—	1名	—
明舞保育園	13.5	25⑨	18.5	24	25	1名
稲爪保育園	—	—	—	—	—	—
太寺保育園	16.5	—	—	—	—	—
長寿院保育園	1名	25⑩	23⑨	—	1名	21
浄行寺愛児園	1名	—	—	1名	—	1名
明光保育園	—	—	—	1名	26	1名
明光保育園分園	17.5	24①	18.5	—	—	—
明光保育園王子分園	1名	24.5	—	—	—	—
林神社保育園	25⑦	—	1名	23.5	—	—
和坂保育園	—	—	—	—	—	—
和坂保育園駅前分園	1名	1名	1名	—	—	—
ゆたか保育園	—	—	1名	—	—	—
ゆたか保育園分園	—	—	—	—	—	—
西明石愛児園	—	1名	—	1名	—	—
西明石愛児園分園	—	—	1名	—	—	—
西明石愛児園鳥羽分園	—	—	—	—	—	—

保育施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数	最低選考指数
藤江保育所	1名	—	27	—	—	—
さわの保育園	1名	—	—	—	—	—
さわの第二保育園	17.5	1名	—	1名	—	—
さわの第二保育園分園	21.5	1名	—			
あかし虹保育園	16.5	—	—	1名	1名	1名
スイートキューピット保育園	25	27	—	—	—	—
まどか保育園	—	1名	—	—	—	—
大久保保育園	—	—	1名	—	18.5	—
大久保保育園分園	1名	1名				
福田保育園	1名	—	1名	1名	—	—
福田保育園分園	22	—	—	17.5	—	1名
山手台保育所	—	21	—	—	1名	—
山手台保育所分園	—	1名	21.5			
わかば保育園	—	—	—	23	1名	—
わかば保育園松陰分園	1名	—	1名			
わかば保育園ゆりのき分園	18	1名	—	—	20.5	—
わかば第2保育園	18	23.5⑩	22	18.5①	21.5	23
えいの里保育園	1名	—	24.5	—	1名	—
すばる保育園	23	—	—	1名	1名	—
すばる保育園分園	1名	—	21.5			
フルーツバスケット保育園	1名	23	22.5	23①	23	1名
ゆめのもり保育園	—	23.5⑦	22①	25	23.5⑦	18
金ヶ崎北保育園	—	18	20	17.5	18.5	—
金ヶ崎北保育園駅前分園	—	21	—	—	—	—
金ヶ崎北保育園駅前第二分園ナーサリー	1名	20	—			
魚住保育園	—	—	1名	20.5	—	22
明石恵泉保育園	—	25	1名	—	—	—
なすみ保育所	—	22	21	16.5	17.5	—
第2なすみ保育所	1名	23.5	25	1名	1名	—
すみよし保育園	18.5	—	—	18.5	1名	24
第二恵泉保育園	—	—	22	19	19	—
ドリームキューピット保育園	—	—	—	—	21	—
福里保育園	1名	25⑩	24	1名	—	—
野の花保育園	—	—	—	—	—	—
リトルキューピット保育園	24	1名	—	1名	1名	—
ハンプティダンブティ保育園	23.5	23①	—	—	—	—
みつばこども園	1名	—	—	—	—	—
フェニックス大久保こども園	1名	24.5	22⑨	23	24	1名
牧羊幼稚園				16	1名	1名
クレージュゆりのきえん	23	23①	20.5			

【同点の場合の優先順位】指数が同一の場合は、以下の順番で利用調整します。

- ①基礎指数（保護者の状況に応じて定まる指数。付加指数を加える前の指数。）が高い世帯。
- ②支給認定事由の優先順位が高い世帯。（以下の順）
（災害復旧＞虐待・DV＞疾病・障害＞就労＞妊娠・出産＞介護・看護＞就学＞就職活動）
- ③入所希望月の1日時点で明石市民である世帯。
- ④支給認定事由が「就労」の場合、1か月の就労時間が長い世帯。
- ⑤支給認定事由が「就労」の場合、1か月の就労日数が多い世帯。
- ⑥支給認定事由が「就労」の場合、勤務地までの片道通勤時間が長い世帯。
- ⑦世帯の中の小学生以下の児童数が多い世帯。
- ⑧世帯の中の小学3年生以下の児童数が多い世帯。
- ⑨入所希望月から利用調整を行う月までの期間が長い世帯。

- ⑩申込児童と同居する20歳以上の親族の数が少ない世帯。
- ⑪保護者の収入が低い世帯。